

<p>旧選考等手続省令第五条第一項附則第七條（読替え後の令和三年国家公務員法等改正法附則第八條（国家公務員法第八十一條の五第一項及同条第二項に係る部分に限る。）において準用する項に係る部分に限る。）の規定による附則第六條の規定による申出</p>	<p>部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による申出</p>
<p>旧選考等手続省令第五条第二項に附則第七條（読替え後の令和三年国家公務員法等改正法附則第八條において準用する同条第一項の規定）</p>	<p>において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）において準用する附則第六條の規定による申出</p>

（研究施設研究教育職員の採用、昇任、降任及び転任に係る特例）

第四条 任命権者は、基準日（任命権者が定める年の四月一日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、研究施設研究教育職員を就けるべき官職（国家公務員法第六十條の二第一項に規定する短時間勤務の官職であつて同項に規定する指定職以外のもの（以下この条及び附則第八條において「短時間勤務の官職」という。）に限る。）に、基準日の前日までに同法第六十條の二第一項に規定する年齢六十歳以上退職者又は同条に規定する自衛隊法による年齢六十歳以上退職者となつた者（基準日前から同法第八十一條の七第一項又は第二項（法第三十一條第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者及び基準日前から自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五號）第四十四條の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における研究施設研究教育職員の定年に達している者を、国家公務員法第六十條の二第一項の規定により採用することができず、研究施設研究教育職員を就けるべき官職（短時間勤務の官職に限る。）又は基準日における国家公務員法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職で当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における同法第八十一條の六第二項に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における国家公務員法定年相当年齢を超える短い時間勤務の官職（基準日における国家公務員法定年相当年齢が同法第八十一條の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の官職その他の任命権者が定める短時間勤務の官職（以下この条において「国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職」という。）に、同法第六十條の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）である研究施設研究教育職員のうち基準日の前日において同日における研究施設研究教育職員の定年又は当該国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る国家公務員法定年相当年齢に達している研究施設研究教育職員（当該任命権者が定める短時間勤務の官職にあつては、任命権者が定める定年前再任用短時間勤務職員である研究施設研究教育職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第五条 任命権者は、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間、研究施設研究教育職員を就けるべき官職又は基準日における国家公務員法定年（国家公務員法第八十一條の六第二項に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における国家公務員法定年を超える官職（基準日における国家公務員法定年が同項本文に規定する定年である官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の任命権者が定める官職（以下この条において「国家公務員法定年引上げ官職」という。）に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に読替え後の国家公務員法第八十一條の七第一項又は第二項の規定により勤務している研究施設研究教育職員のうち、基準日の前日において同日における研究施設研究教育職員の定年又は当該国家公務員法定年引上げ官職に係る国家公務員法定年に達している研究施設研究教育職員（当該任命権者が定める官職にあつては、任命権者が定める職員である研究施設研究教育職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（国家公務員法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 読替え後の令和三年国家公務員法等改正法附則第四條第一項の任期は、所長が申出をしたところを参酌して定めるものとする。

第七条 前条の規定は、読替え後の令和三年国家公務員法等改正法附則第四條第二項、読替え後の令和三年国家公務員法等改正法附則第五條第一項及び第二項の任期並びに読替え後の令和三年国家公務員法等改正法附則第四條第三項（令和三年国家公務員法等改正法附則第五條第三項において準用する場合を含む。）の期間について準用する。

第八条 任命権者は、基準日（任命権者が定める年の四月一日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、研究施設研究教育職員を就けるべき官職に、令和三年国家公務員法等改正法附則第四條第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における研究施設研究教育職員の定年に達している者を、読替え後の令和三年国家公務員法等改正法附則第四條第二項又は第五條第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は研究施設研究教育職員の定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、研究施設研究教育職員を就けるべき官職又は基準日における国家公務員法定年（国家公務員法第八十一條の六第二項に規定する定年（短時間勤務の官職にあつては、当該短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における同項に規定する定年）をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における国家公務員法定年を超える官職及び令和三年国家公務員法等改正法附則第六條第六項の人事院規則で定める官職（以下この条において「国家公務員法定年引上げ官職」という。）に、読替え後の令和三年国家公務員法等改正法附則第四條第二項又は第五條第二項の規定により採用された研究施設研究教育職員のうち基準日の前日において同日における研究施設研究教育職員の定年又は当該国家公務員法定年引上げ官職に係る国家公務員法定年に達している研究施設研究教育職員（当該人事院規則で定める官職にあつては、令和三年国家公務員法等改正法附則第六條第六項の人事院規則で定める職員である研究施設研究教育職員）を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該研究施設研究教育職員は研究施設研究教育職員の定年又は当該研究施設研究教育職員を昇任し、降任し、若しくは転任しようとする国家公務員法定年引上げ官職に係る国家公務員法定年に達しているものとみなして、令和三年国家公務員法等改正法附則第六條第四項の規定及び同条第五項の規定により読み替へて適用する同法第六十條の二第三項の規定を適用する。

附則（令和五年三月二十四日文科科学省令第七号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。